

令和7年9月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ネ)第338号 損害賠償請求控訴事件(原審 岐阜地方裁判所令和4年(ワ)第318号)

口頭弁論終結日 令和7年7月23日

5

判 決

控訴人(一審被告)

同訴訟代理人弁護士 横 山 哲

10

被控訴人(一審原告)

A

(以下「被控訴人A」という。)

被控訴人(一審原告)

有 限 会 社

(以下「被控訴人会社」という。)

15

同代表者代表取締役

A

被控訴人(一審原告)

B

(以下「被控訴人B」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 正 木 健 司

20

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控 訴 の 趣 旨

25

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（略語は、本判決で定めるもののほか、原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

1 本件（当審係属部分）は、暗号資産及び外国為替を用いた資産運用を行うという会社に投資（本件投資）をした被控訴人らが、控訴人に対して、被控訴人らに投資の勧誘をした控訴人には、虚偽の事実を述べて勧誘した詐欺行為及び投資先の会社の運用実態や経営状態に係る調査確認義務違反があったと主張して、故意による不法行為（民法709条）若しくは過失による不法行為又は共同不法行為の幫助（民法709条、719条2項）に基づく損害賠償請求として、被控訴人らが交付した投資金相当額及び弁護士費用相当額の支払を求めると共に、投資資金を交付させた日（不法行為の日。ただし、被控訴人A及び被控訴人Bについては投資金交付の最終日）の翌日から支払済みまで、民法（被控訴人Aについては、平成29年法律第44号による改正前の民法）所定の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。被控訴人らの請求額は以下のとおりであり、請求額の内訳は括弧内に投資額、弁護士費用の順に記載する。

被控訴人 A 372万9000円（339万円、33万9000円）

被控訴人会社 247万5000円（225万円、22万5000円）

被控訴人 B 506万円（460万円、46万円）

原審が、控訴人は少なくとも過失による不法行為幫助の責任があるが、被控訴人らにも過失があり、その過失割合は50%であるとして、被控訴人Aの請求については、損益相殺をした上で、137万7250円及びこれに対する不法行為後の日である令和2年1月12日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の、被控訴人会社の請求については、123万7000円及びこれに対する不法行為後の日である同年7月16日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の、被控訴人Bの請求については、253万円及びこれに対する不法行為後の日である同年9月25日から支払済みまで年3%の割合

による遅延損害金の、各支払を求める限度でそれぞれ認容し、その余をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」第2の2から4まで（ただし、被控訴人らの控訴人に対する請求に係る部分に限る。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様に判断する。その理由は、当審における控訴人の補充主張に対する判断を次項のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第3の1、2、6、7及び8に記載のとおりであるからこれを引用する。ただし、次のとおり補正する。

(1) 原判決11頁15行目の「甲21・3～5頁」の後に、「、32・1枚目」を加える。

(2) 原判決22頁12行目から13行目の「安全性について」を、「破綻必至の詐欺的商法ではないこと（以下「詐欺的商法でないこと等」という。）について」と改める。

(3) 原判決22頁13行目、23頁11行目、27頁4行目、同頁5行目及び28頁9行目の「安全性」を、いずれも「詐欺的商法でないこと等」と改める。

- 2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、控訴人による直接の紹介者は9人にすぎず、これらの者たちについての紹介料は多額ではないし、紹介料はあくまでリーガルコアのインターネット上の口座に入金されただけであって現実の利益ではなく、控訴人は、被控訴人Aにも自分同様に利益を得させてあげようと考えていただけであるなどと主張する。

しかし、本件投資の投資者拡大のためのアフィリエイトプログラム（甲21。以下「本件プログラム」という。）によれば、控訴人に直接紹介さ

れた者が控訴人の下に付き（第1階層）、控訴人に紹介された者に紹介を受けた者がその更に下に付く（第2階層）などすることにより傘下の者が連なっていき（第3階層以下）、多数の者が下に連なることにより上位者が経済的利益を上げることができる仕組みとされており、控訴人は、その自認するだけでも自らの傘下に約680人の会員を連ねることにより数千万円の利益を上げたものである（控訴人尋問調書20～21頁）。そして、控訴人は、本件プログラムにより、被控訴人会社を控訴人の直下（第1階層）に位置付け、その下（第2階層）に被控訴人A及び被控訴人Bを位置づけ（乙6）、これにより経済的利益を上げた。さらに、控訴人は、自らの傘下の者から現金を預かり、これを入金するために自ら名古屋、東京、岐阜、大阪などへ時間と交通費を使って移動していたところ（控訴人尋問調書18～19頁）、このような行動は、単に自ら投資している商品を他者に紹介しただけの者がとる行動ではない。これらのことからすれば、控訴人は、自らの経済的利益のため被控訴人らに本件投資を勧誘したと認められる。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。このことは、結果的に、控訴人がリーガルコアから利益を現金で引き出すことができなかったことを考慮しても、何ら左右されるものではない。

(2) 控訴人は、当初は本件投資をマルチ商法やねずみ講だと思ったが、インターネットや、消費生活センター、金融庁を調べてもゲインスカイの問題は掲載されていなかったから問題ないと判断したのであって、控訴人が被控訴人らに本件投資を紹介したときにゲインスカイが破綻必至であるなどと思に至ることは不可能であったと主張する。

しかし、ねずみ講などの違法な商法ないし詐欺的商法については、その開始当初から消費生活センターや金融庁などによって把握され、周知されるものではなく、被害が広がることによって把握されるに至り、インターネット上にも情報が流通するようになるものであるから、これらに情

報が見当たらないからといって、詐欺的商法ではないなどといえるものではない。そして、本件投資は年利約73%から109.5%などという通常あり得ないものであり、そのうたっている内容自体からして実体を欠く又は破綻必至の詐欺的商法であることは、容易に分かったというべきである。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

(3) 控訴人は、控訴人と被控訴人 A は友人であり、控訴人は被控訴人 A がゲインスカイのセミナーに行く際に運転手の役割をしたにすぎないし、被控訴人 A の携帯へのアプリの登録も控訴人が手伝っただけで、セミナー参加後の被控訴人 A の投資に控訴人は関与していない、被控訴人らは自らの意志で本件投資をしたと主張する。

しかし、控訴人は、「寝てるうちにお金が増える」、「何か知らんけど僕は投資したんだけど、二十日間たったら700ドル増えとったよ」などと話して、被控訴人 A に本件投資を勧誘し（被控訴人 A 尋問調書2頁、控訴人尋問調書42頁）、50万円を引き出させた上で本件投資のセミナーに連れて行き、更にその場で控訴人があらかじめ用意しておいた現金65万円を貸し付けて合計115万円の本件投資をさせ、その上で、自ら手伝って被控訴人 A に本件投資のためのアプリの登録もさせたのであり（認定事実カ）、このような全体の流れからすれば、控訴人は重要な役割を果たしたというべきである。また、控訴人が被控訴人 A に対して本件投資を勧め、これにより被控訴人 A が投資を開始したところ、本件投資を始めさせれば更に追加投資を行う可能性があることは容易に予見できることであるし、その後も控訴人が追加投資を促すなどしたことにより被控訴人 A が本件投資への投資資金を追加したのであるから、追加投資と控訴人の言動との間の因果関係は認められる。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

(4) 控訴人は、控訴人は専門家ではなく、被控訴人 A 及び被控訴人 B

と同様の単なる投資家にすぎないのであるから、自らの投資している商品
を勧めるに当たっては、自己の財産に対するのと同じの注意をもって
すれば足りるというべきであり、控訴人は自らインターネット等で調査
するなどしたから上記注意を尽くしているなどと主張する。

5 しかし、本件プログラムが前記のとおりのものであり、控訴人は、日本
に4人しかいないロイヤルのランクにあり、積極的に自らの傘下の者を
増やすべく活動し、自らの傘下に少なくとも約680人の会員を連ねる
ことにより数千万円の利益を上げたことからすれば、控訴人が被控訴人
らと同列の単なる投資家として自己の投資した商品を紹介しただけであ
10 るなどと評価できるものではない。そして、控訴人は、自ら経済的利益を
得るために被控訴人らを勧誘して傘下に付けているのであるから、本件
投資の勧誘に当たっては、信義則上、本件投資が詐欺的商法でないこと等
について調査検討すべき義務を負っていたというべきである。したがっ
て、控訴人の上記主張は採用できない。

15 (5) 控訴人は、被控訴人 A は眉唾物と思って本件投資を開始し、被控訴
人 B は元本が戻ってこないかもしれないと分かって投資を始めたのだ
から、過失相殺は5割より大きく認められるべきであると主張する。

 しかし、控訴人自身、当初は本件投資をマルチ商法やねずみ講だと思っ
たことを認めているところであり、控訴人の果たした役割からしても、被
20 控訴人らの過失が控訴人より大きいということはできない。したがって、
控訴人の上記主張は採用できない。

(6) 控訴人は、その他種々主張するが、いずれも原判決を引用して示した
前記認定及び判断を左右するものではなく、採用できない。

第4 結論

25 よって、原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし
て、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官

5

朝 日 貴 浩

裁判官

10

亀 村 恵 子

裁判官

15

小 林 佳 那 子

これは正本である。

令和7年9月24日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官

安田 貴子

